

国際日本文化研究センター公印規則

平成16(2004)年7月1日 制定
令和4(2022)年3月17日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、人間文化研究機構公印規程（以下、「規程」という。）に定めるもののほか、国際日本文化研究センターにおいて使用する公印に関して必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及びその管守)

第2条 規程第6条に定める公印の種類、公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表のとおりとする。ただし、規程第8条の規定により、特別の用途に用いる公印にあつては、適宜その形式、寸法及び印材を定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元(2019)年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

別表

公 印 の 種 類	公印管守責任者	公印管守担当者
国際日本文化研究センター印	総務課長	総務課 総務企画係長
国際日本文化研究センター所長印		
国際日本文化研究センター運営会議議長印		
国際日本文化研究センター国際研究推進部長印		
国際日本文化研究センター管理部長印		
国際日本文化研究センター情報管理施設長印		
国際日本文化研究センター国際研究企画室長印		
国際日本文化研究センター総合情報発信室長印		
国際日本文化研究センター総務課長印		
国際日本文化研究センター財務課長印		
国際日本文化研究センター研究協力課長印		
国際日本文化研究センター資料課長印		
国際日本文化研究センター情報課長印		
国際日本文化研究センター情報課長印		
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長印 (認印)	財務課長	財務課 財務運用係長